

早朝出勤の実施が困難なことが想定される職員（例）

内部限り

① 交替制勤務職員等業務の性質上実施が困難な職員

- ・ 交替制勤務職員
- ・ 夜間対応等決められた時間帯に勤務することを要する職員
- ・ 海外で勤務する職員

② 育児・介護等本人の事情により実施が困難な職員

- ・ 保育園等開園後に子の送迎を行う職員
- ・ 混雑時の通勤を避ける必要のある妊娠中の女子職員
- ・ 遠距離通勤者で、交通機関との関係で実施が困難な職員
- ・ 心身に不調のある職員

③ 実施することにより確実に行政サービスの低下につながる職員

- ・ 特に夕方に体制を確保する必要がある窓口業務等を行う職員
- ・ 少人数の官署に勤務する職員

④ 業務の繁忙期となることが予め見込まれ、実施することにより7月・8月を通じて確実に労働時間の増加につながる職員

- ・ 国会関係業務、外国との調整（国際会議への対応を含む）等他律的な業務を行う職員

※ ③・④については、一部期間の実施や体制上の工夫により可能な場合には実施に努める。